西原村公立保育所のあり方検討委員会設置要綱

（目的）

第１条　この告示は、公立保育所の今後の運営及び今後のあり方を検討するため、西原村公立保育所のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

（所掌事務）

第２条　委員会は村長の諮問を受けて、次の事項について検討し、その結果を村長に答申するものとする。

（１）　公立保育所のあり方に関すること。

（２）　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は１２人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

（１）　副村長

（２）　村議会議員

（３）　学識経験者

（４）　主任児童委員

（５）　公立保育所の保護者代表

（６）　村の職員のうち次に掲げるもの

ア　公立保育園の園長

イ　住民福祉課長

（７）　その他村長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から原則として答申を行った日までとする。

２　前項の委員が欠けたときの補欠要員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことがで

きる。

（庶務）

第７条　委員の庶務は、住民福祉課において処理する。

（補足）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附　則

この告示は、令和８年２月１日から施行する。